

山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会（以下「協会」という。）が行う次の事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、ボランティア・NPO活動の普及、促進を図ることを目的とする。

- (1) 山梨県ボランティア・NPOセンター（以下「センター」という。）の運営
- (2) ボランティア・NPO活動の普及、促進を目的とする事業等の企画・実施
- (3) 前各号に付随する事業で知事が必要と認めたもの

(補助金の交付の対象)

第3条 知事は、協会が行う前条各号に掲げる補助事業に必要な経費のうち、別表「補助対象経費」に掲げるもののほか、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により協会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 協会は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときはその交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 協会は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合(ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)
- (2) 補助対象経費の配分を変更する場合(ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内の変更の場合を除く。)

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 協会は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、協会に対し、補助対象事業の遂行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 協会は、補助事業が完了したとき、又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第6号)により協会に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助金の交付を受けた協会は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第14条 協会は、補助事業により取得し又は効果が増加した財産（以下「取得財産」という。）についてその台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 協会は、補助事業が完了した後も取得財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 協会は、補助事業の目的及び財産の耐用年数を勘案して別表「財産処分制限期間」に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、改造し、設置場所を移転し、又は使用を中止してはならない。

2 協会は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、改造し、設置場所を移転し、又は使用を中止した時から別表「財産処分制限期間」に定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別 表「補助対象経費」

補 助 対 象 経 費

経費の区分	内 容
運 営 費	1 人件費 役員報酬、給料、諸手当、社会保険料、共済費、労働保険料等 2 その他の経費 センターの運営に必要な旅費、需用費、役務費、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費等
事 業 費	ボランティア・NPO活動の普及、促進を目的とする事業等の企画 ・実施等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費、負担金等

別 表「財産処分制限期間」

財 産 処 分 制 限 期 間

処分を制限する財産の名称等		処分制限 期間
分 類	財 産 の 名 称	
車 両 及 び 運 搬 具	1. 自動車(二輪又は三輪自動車を除く) ・小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう) ・貨物自動車 ・その他のもの	4年 5年 6年
	2. 二輪又は三輪自動車	3年
	3. 自転車	2年
備 品	1. 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (1)事務机、事務いす及びキャビネット ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年
	(2)その他のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年
	2. 事務機器及び通信機器 ・パソコン ・電話設備その他の通信機器 ・その他のもの	4年 10年 5年
そ の 他	当該財産について定められているもの以外のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの	15年 8年

(様式第1号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金交付申請書

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金の交付を受けた
いので、補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請し
ます。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

(様式第2号)

第 年 月 日 号

(申請者)

所在地

氏 名 殿

山梨県知事 印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった標記の補助金
については、補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定
しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け
第 号をもって申請のあった、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容
が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については別に通知する
ところによるものとする。

補 助 対 象 経 費 金 円

補 助 金 の 額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)
を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支
障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額
の増額を伴わない場合を除く。
- (2) 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第
3号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費
目間において、いずれか低い額の20%以内の変更の場合を除く。
- (3) 補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承
認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(様式第3号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

氏 名 印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助
事業の内容（経費の配分）を次のとおり変更したいので、補助金交付要綱第7条の規
定に基づき承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

(様式第4号)

第 年 月 日 号

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認を申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(様式第5号)

第 年 月 日 号

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金に係る事業を終了したので、補助金交付要綱第10条の規定に基づき次のとおり報告します。

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(様式第6号)

第 年 月 日 号

(申請者)

所在地

氏 名 殿

山梨県知事

印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった標記の補助金
については、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおりその額を確定しま
したので、同条の規定により通知します。

補助金の額は次のとおりである。

補 助 金 の 額	金	円
概 算 払 済 額	金	円
精 算 額	金	円

(様式第7号)

第 年 月 日 号

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助金
について、次のとおり概算払を受けたいので補助金交付要綱第12条第2項の規定に
基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

(単位：円)

① 補助金交付決定額	② 既概算払額	①－②＝③ 差引額	④ 今回概算払請求額	③－④＝⑤ 残 額

3 概算払請求の理由

4 支払方法

振込先銀行名

預金種類 (当座 ・ 普通)

口座名義

No.

(様式第8号)

第 年 月 日 号

山梨県知事

殿

(申請者)

所在地

氏 名

印

財産処分承認申請書

年度山梨県ボランティア・NPOセンター運営費等補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、補助金交付要綱第15条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 その他必要な書類